

# 告示

## 埼玉県告示第二百十三号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として平成三十一年三月一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成三十一年三月十五日

埼玉県知事 上田清司

病院		有効期限
名称	所在地	
独立行政法人地域医療機能推進機構さいたま北部医療センター	埼玉県さいたま市北区宮原町一丁目八百五十一番地	平成三十三年九月四日